

別 冊

福祉生活病院常任委員会資料

(平成28年12月15日)

〔件 名〕

7 烏取県中部地震に係る被災者住宅支援の拡充等について
(住まいまちづくり課)・・・1

生 活 環 境 部

鳥取県中部地震に係る被災者住宅支援の拡充等について

平成28年12月15日
住まいまちづくり課

中部地震によるその後の住宅被害の状況等に鑑み、以下のとおり支援を拡充することにしたので、その概要を報告する。

1 被災者住宅再建支援制度の拡充について

今議会における議論等を踏まえ、12月13日（火）に第2回鳥取県被災者住宅再建支援制度運営協議会（運営委員：知事及び市町村代表者5名）を開催し、次のとおり制度拡充を決定した。

- (1) 半壊世帯の「住宅再建の方法」に「建設又は購入」を加える。
- (2) 小規模な賃貸住宅の所有者（家主）も支援の対象とする。

<被災者住宅再建支援制度の概要（拡充後）>

住宅再建 の方法	世帯人数	損傷の程度				対象経費
		全壊	大規模半壊	半壊	一部破損 (10%以上)	
建設又は 購入	2人以上	300万円	250万円	上限 100万円	—	使途不問
	1人	225万円	187.5万円	上限 75万円	—	
補修	2人以上	200万円	150万円	上限 100万円	上限 30万円	一部破損は補修費 に限る
	1人	150万円	112.5万円	上限 75万円	上限 30万円	

2 民間賃貸住宅の家賃補助を行う市町村への支援について

中部地震により住宅（持ち家又は民間賃貸住宅）が全壊・半壊等し、長期に渡り当該住宅に居住できない者に民間賃貸住宅の家賃等補助を行う市町村に対して支援を行う。（現時点で倉吉市が予算計上済）

- (1) 補助対象者：
 - ・居住していた持ち家が、全壊などにより解体することを余儀なくされた方
 - ・居住していた民間賃貸住宅の貸主が修繕を断念する等賃貸借契約が解除された方 等

(2) 支援対象入居期間：最長1年間

3 被災宅地擁壁等の復旧支援を行う市町村への支援について

中部地震による、居住する住宅に重大な損害を及ぼす恐れがある擁壁被害等の復旧への支援を行う市町に対して支援を行うことを検討している。（現時点で倉吉市及び三朝町が制度を検討中）

(1) 対象宅地：

中部地震で被災した個人が所有する市町村内の居住の用に供する建築物がある一団の宅地

(2) 対象工事：

居住する住宅に重大な損害を及ぼす恐れがあると認められる被災した擁壁等の復旧工事

4 中部地震住宅修繕支援センターの開設（12月9日）について

今後被災住宅の修繕工事の需要増加が見込まれることから、住民の不安を払拭するとともに、相談や修繕依頼等に速やかに対応できるよう、県内の建設・建築関係団体連携による相談窓口を、12月9日（金）に開設した。

- (1) 場所：中部建設会館内（倉吉市東巖城町12）
- (2) 開所時間：午前8時から午後5時まで（毎日）
- (3) 構成団体：（一社）鳥取県建設業協会・（一社）鳥取県中部建設業協会・（一社）鳥取県木造住宅推進協議会・鳥取県建築連合会・鳥取県瓦工事業組合・鳥取県左官業協同組合・鳥取県板金工業組合

(4) これまでの相談件数等：

- ・相談件数（12月9日～14日正午時点）：39件
- ・相談内容：早く屋根を修理したい、業者を紹介してほしい、見積りをお願いしたい 等